

国家公務員共済組合制度について

令和5年12月4日

財務省主計局給与共済課

国家公務員共済組合制度の概要

1 目的

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその家族を対象として、短期給付（医療保険）事業、長期給付（年金保険）事業及び福祉事業を総合的に行うことにより、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的とする。

2 事業内容

① 短期給付事業

民間被用者が加入している健康保険制度に相当する公的医療保険事業（療養の給付等）及び雇用保険制度における育児休業給付及び介護休業給付に相当する給付に係る事業を行っている。

② 長期給付事業

厚生年金保険制度における実施機関に位置付けられるとともに、民間の企業年金に相当する退職等年金給付事業を行っている。

③ 福祉事業

組合員等の福祉の増進に資するため、医療施設及び宿泊施設の設置・運営並びに組合員等に対する健康検査等の保健事業、臨時の支出に対する貸付け等の福祉事業を行っている。

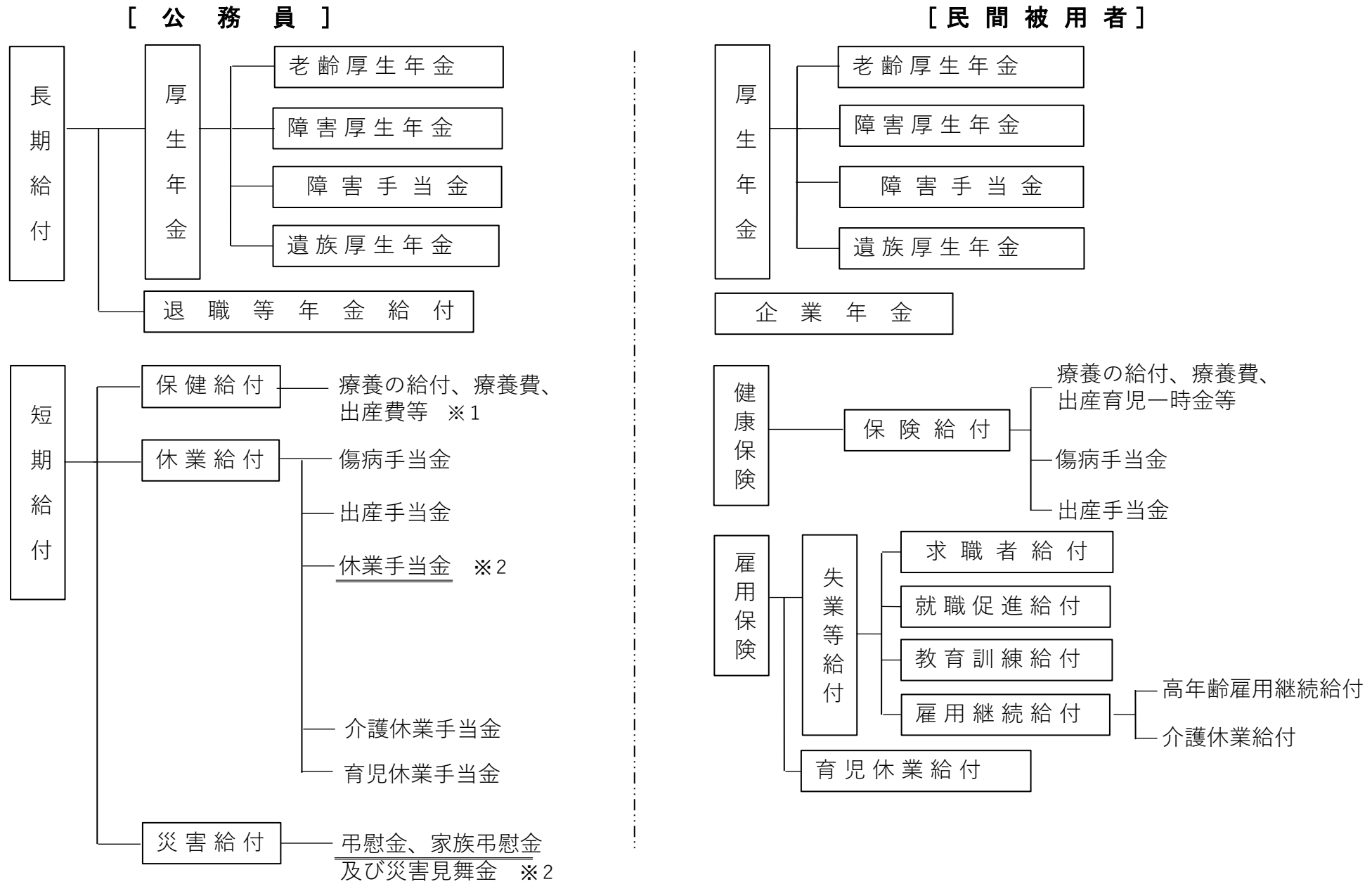
3 実施主体

- 国家公務員共済組合連合会（長期給付及び福祉事業）
- 各府省ごとに設けられた国家公務員共済組合（短期給付及び福祉事業。現在20組合）

4 組合員数(短期適用)

約138万人（令和4年度末現在）

社会保障制度の官民比較図



※1 具体的には、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料がある。

※2 二重下線の給付は、国家公務員共済組合制度独自の給付である。

今後に改正が予定される国家公務員共済組合法令の項目

マイナンバーカードの健康保険証利用

改正の趣旨

令和6年（2024年）秋に予定される健康保険証の原則廃止に伴う省令改正等の所要の措置

- マイナンバーに係る電子証明書のスマートフォン搭載【令和6年4月～】
医療保険制度における電子資格確認において、新たに設けられた移動端末設備用利用者証明用電子証明書を用いることが可能となるよう、健康保険制度と同様の省令改正を行う。
- オンライン資格登録のタイムラグ解消【令和6年5月～】
各共済組合において、オンライン資格確認システムへの被保険者情報の登録を迅速に行うことが可能となるよう、資格取得届等を事実発生日から5日以内に各組合に提出させる等、健康保険制度と同様の省令改正を行う。
- 組合員証の廃止【令和6年秋～】
現在省令に規定されている組合員証に係る規定を削除するとともに、対象者に新たに発行することとなる資格確認証に係る規定を設ける等、健康保険制度と同様の省令改正を行う。

育児休業取得促進手当の創設等

改正の趣旨

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」における施策の実施のための所要の措置

- 育児休業取得促進手当（仮称）の創設【令和7年度(検討中)】
いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、80%（手取りで10割相当）へ引き上げる。
- 育児時短就業手当（仮称）の創設【令和7年度(検討中)】
男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補う。